

協議第1号

新市建設計画について

新市建設計画については、別添のとおりとする。

平成16年3月30日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会 長 服 部 幸 道

第 10 回合併協議会  
協議第 1 号別添

## 新市建設計画（案）

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

# 目 次

1	序論	
	(1) 合併の必要性	1
	(2) 計画策定の方針	3
2	地域の概況	
	(1) 位置・面積	4
	(2) 人口・世帯数	4
	(3) 自然環境	4
	(4) 歴史・沿革	5
	(5) 産業	6
3	主要指標の見通し	
	(1) 総人口・年齢別人口	7
	(2) 世帯数・世帯当たり人員	7
4	まちづくりの基本的な考え方	
	(1) まちづくりの基本理念	8
	(2) まちづくりの基本方向	9
	(3) 新市の将来像	9
	(4) まちづくりに向けた取り組み(施策の大綱)	10
	(5) 土地利用方針(ゾーニング)	11
5	新市の施策	
	(1) 自然に恵まれた安全なまち	13
	(2) 生き活きと人が交流するまち	17
	(3) 豊かな心をはぐくむまち	20
	(4) 安心して暮らせるまち	22
	(5) 協働して育つまち	25
	(6) 計画推進のために	26
6	新市における愛知県事業の推進	27
7	公共的施設の統合整備	29
8	財政計画	30

# 1 序論

## (1) 合併の必要性

### 1市2町の沿革とさまざまな結びつき

現在の1市2町の区域が形づくられてから半世紀が経過した今日、さまざまな民間分野での活動や国・県の行政が市町の境界を越えて1市2町を一つの単位に展開されています。

1市2町は、すでにし尿処理、ごみ処理、消防、水道など、住民生活の根幹を支える仕事を共同で処理しており、これらに従事する職員は、市町の行政に携わる職員全体の約1/4を占めています。

1市2町の合併は、このような広域行政を推し進め、住民生活を支援する市町の行政全般について一体的で効率的な運営を行うための手法です。

市立病院職員を除く。

### 日常生活圏の拡大

現在、1市2町のいずれにおいても、住民の半数以上が他の市町へ通勤しており、中でも1市2町相互間の通勤者数が目立って増加しています。

購買動向においても、近年、祖父江町から稲沢市、平和町から稲沢市への流入が増加し、稲沢市商圏としての結びつきを深めていることを示しています。

1市2町の合併は、すでに行政の圏域を意識することなく日常的に行われ、次第に結びつきを深めている住民生活の圏域に合わせ、行政の枠組みを再編成しようとするものです。

### 少子高齢化の進行

出生率低迷の影響を受け、今後わが国の人口は減少し、全体としての高齢化が進行していきます。このため、将来、限られた生産年齢人口が多くの高齢者を支える社会が到来するものと予測されています。

1市2町においても、生産年齢人口（15歳～64歳人口）割合は平成2年から7年頃にかけてピークを迎え、その後減少に転じている一方、老年人口割合については、一貫した上昇傾向を示して20年間で約2倍に達しており、少子高齢化が確実に進行しています。

生産年齢人口の減少による経済活力の低下など、右肩上がりの経済成長が望めない状況にあって、高齢化の進行に伴い、保健、医療、福祉に要する経費は着実に増加しています。

1市2町の合併は、このような状況に適切に対処するため、これまで以上に、効率的で力強い行政の体制を形づくるための取り組みです。

### 地方分権の進展

わが国の社会経済は、ITの飛躍的発展を背景に、従来の規格大量生産型工業社会から大きく変貌を遂げようとしています。

また、地球環境問題や、グローバルな社会経済活動のひろがりなど、世界的な潮流の変化も顕在化しています。

こうした中で、これらの変化に対応した地域経済運営や、環境共生型社会づくり、保健、医療、福祉をはじめとする分野における少子高齢化への対応、あるいは子どもを取り巻く環境の変化に対応した人づくりなど、市町村が対応すべき新たな行政課題が増大しています。

1市2町の合併は、行政課題が高度化、多様化する一方、地方分権改革が自立した財政基盤を伴う自治体の確立へと向かう今日、市町村が地域における負担と受益の関係を明確にしつつ、自ら施策を決定し、説明責任を果たしうる体制を整備していくための取り組みです。

#### 厳しい財政状況

依然として厳しい経済情勢が続く中、平成15年度末には、国と地方を合わせた借金が国民一人当たり548万円に相当する695兆円に上ると見込まれるなど、わが国の財政状況は、先進国中最悪の危機的な状況にあります。

1市2町の合併は、行財政運営の効率化をこれまで以上に推し進め、行財政システムを持続可能なものへと改革していくための取り組みです。

## ( 2 ) 計画策定の方針

### 計画策定の根拠及び内容

この新市建設計画は、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会が、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の規定に基づく市町村建設計画として策定するものです。

本計画においては、新市のまちづくりの基本方針を定め、新市及び愛知県が実施するまちづくりの根幹となるべき主要事業や特徴的な事業等の施策を掲載するとともに、公共的施設等の統合整備に関する基本的な方針を明らかにします。

また、新市建設計画には、計画期間を対象とする財政計画を盛り込みます。

### 計画の期間

本計画の計画期間は、合併年度及びこれに続く 10 年度間です。

#### 17.3.1 合併の場合には、平成 16 年度（3 月以降）～ 26 年度

### 計画の対象地域

本計画の対象地域は、1 市 2 町の全域です。

### 計画策定に当たっての留意事項

計画の策定に当たっては次の事項に留意しました。

1 市 2 町が進めているまちづくりの方向性を可能な限り尊重するとともに、各地域の持つ自然、歴史、文化等の特徴を活かし、1 市 2 町全体の住民福祉と活力の向上を目指すこと。

新市の均衡ある発展を目指すこと。

新市民の交流・連携が進められるよう十分に配慮し、新市の一体性の速やかな確立を目指すこと。

新市建設計画には新市のまちづくりにおいて真に必要な事業等を位置付けることとするなど、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とすること。

## 2 地域の概況

### (1) 位置・面積

1市2町は、ほぼわが国の地理的中心に位置し、その全域が中部圏の中心都市である名古屋市の都心部から10km～20km圏内に含まれています。

1市2町は、県内市町村中22位に相当する79.30k m<sup>2</sup>の面積を有し、東西約14.4km、南北約9.4kmの広がりをもっています。

農用地や河川・水路等が総面積の過半を占めていることから明らかなように、大都市近郊に位置しながら、水と緑に恵まれているという特徴を有しています。

### (2) 人口・世帯数

#### 人口

現在の市町の区域が形成された昭和30年代以降の約50年間に1市2町の人口は、約2倍の約137,000人に達しました。

昭和30年代から40年代前半において、1市2町の人口増減率は全国・県内平均を上回る増加を示し、その後は、現在に至るまで、県内平均をやや下回る全国平均とほぼ同等の水準で推移しています。

#### 世帯数

1市2町の世帯数は、一貫して増加しており、平成12年には約44,000世帯に達しました。

1世帯当たり人員は、昭和40年の4.93人から一貫して減少し、平成12年には3.12人となっています。

### (3) 自然環境

1市2町は、年間を通じて温和な気候と降雨に恵まれています。

1市2町の西端は、わが国有数の大河である木曾川に接し、地域内には、尾張西部の代表的な河川である日光川を始めとする多くの中小河川が流れています。

また、海拔高度が、最高15.8m、最低が-0.7mと地域を分断する山地もなく、生産性の高い平坦な地形に恵まれています。

#### (4) 歴史・沿革

##### 近世（江戸期）以前

律令制下の1市2町は、尾張国中島郡に属していたと推定されます。現在の稲沢市には、この時代に尾張国府が置かれ、奈良時代に入ると国分寺、国分尼寺が置かれるなど、尾張国の政治・経済・文化の中心地として栄えました。尾張大国霊神社（国府宮）のはだか祭りも奈良時代が起源と伝えられています。

中世において、三宅川沿いの一帯は水陸交通の要衝として重要な位置を占めていたと考えられます。祖父江町、平和町には長岡荘を始めいくつかの荘園が置かれていたことが知られています。また、室町末期以降、三宅川、旧萩原川（日光川）の治水事業が行われていきました。

1市2町は、江戸期を通じて尾張藩領に属していました。

17世紀初頭の木曾川堤防（お囲い堤）の完成以降、稲沢市の明治地区、祖父江町、平和町域を中心に新田開発が進む一方、江戸期を通じて、鎌倉時代に柏庵和尚が柑橘類の接木法と種子を中国から持ち帰ったのが始まりであると伝えられる植木・苗木の生産や野菜の生産が盛んになるなど、恵まれた自然条件と城下町名古屋の近郊という地理的な条件を活かした農業生産が行われていきました。

##### 近代（明治期）以後の1市2町の沿革

明治初期、1市2町の地域には、100程度の村々が存在していました。

明治21年（1888年）、市制町村制が公布されるとともに、およそ300戸ないし500戸を標準として内務大臣訓令に基づく町村合併が全国的に行われました（「明治の大合併」）。

この結果、明治22年（1889年）10月の愛知県における市制町村制の施行時には、現稲沢市の地域が1町24村、現祖父江町の地域が6村（1組合を含む）、現平和町の地域が3村の計1町32村（うち三宅村が重複。）に集約されました。その後、明治29年（1896年）8月には現祖父江町のうち祖父江村が町制を施行して祖父江町となっています。

明治の大合併の結果、県内の町村は1市648町村に再編されましたが、なお、その町村数は全国の府県中最も多く、平均戸数は全国3番目に少なかったとされています。

このような中、明治38年（1905年）10月、県知事は、戸数千・人口5千以上を標準に合併を進めるよう要請し、これを契機として、現在の稲沢市が稲沢町、明治村、千代田村、大里村の4町村へ、現在の祖父江町が祖父江町、長岡村の2町村へと再編されるとともに、現在の平和町の前身である平和村が誕生しました。

平和村は、昭和29年（1954年）4月に町制を施行し、平和町として現在に至っています。

戦後の地方自治制度の創成期に、6・3制の教育制度の発足に伴って新制中学校が市町村の事務とされるなど、市町村には新たな事務が委ねられていきます。

昭和28年（1953年）、町村合併促進法が可決・成立し、人口概ね8千人以上を標準に町村合併が推進されると（「昭和の大合併」）、昭和30年（1955年）4月には、稲沢町、明治村、千代田村、大里村が合併して稲沢町が新設、昭和31年（1956年）9月には、祖父江町が長岡村を編入し、1市2町の現在の区域が完成しました。

その後、稲沢町は昭和33年（1958年）11月に市制を施行し、現在に至っています。



( 5 ) 産業

就業構造

1市2町では、全国平均に比べ、第一次産業と第二次産業就業人口の割合が高く、第三次産業の割合が低くなっていますが、近年、1市2町のいずれにおいても、第一次産業就業人口割合が大きく減少するとともに、第一次産業、第二次産業から第三次産業へと就業構造が変化しようとしています。

農業

平成13年における1市2町の農業産出額は105.9億円であり、近年、安定した値で推移しています。

1市2町の農業産出額は、県内の市町村中、豊川市、西尾市に次ぐ、第7位にランクされ、尾張地方では第1位に相当します。

中でも種苗・苗木類、野菜、花きなどの生産が地域の農業を特徴付けています。

工業

平成14年における1市2町の製造品出荷額等は5,525億円に上りますが、近年、減少傾向にあります。

この製造品出荷額等は、近隣の小牧市、春日井市に次ぎ、一宮市を上回るものであり、業種別にみると、一般機械、プラスチック、電子部品、非鉄金属、食料品などが主力を占めています。

商業

平成14年における1市2町の年間販売額（小売業）は1,261億円であり、平成9年までに大型店舗の出店によって急増し、それ以降、安定した値を推移しています。

これは、近隣の春日井市、一宮市、小牧市に次ぎ、瀬戸市を上回るものです。

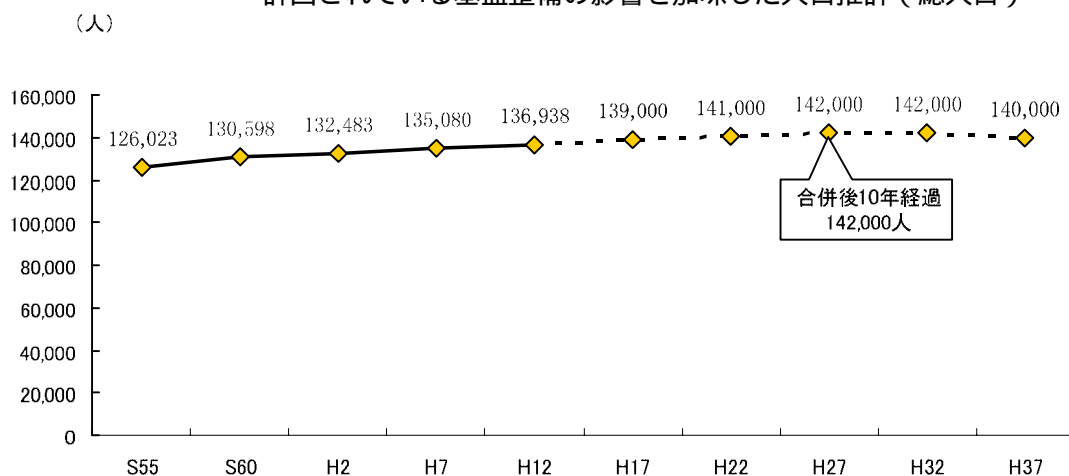
### 3 主要指標の見通し

#### (1) 総人口・年齢別人口

平成 12 年国勢調査を基準に、現在計画されている土地区画整理事業を始めとする基盤整備事業が進捗した場合、1 市 2 町の総人口は、平成 32 年頃まで漸増を続けるものと推計され、本計画が満了する平成 27 年には 142,000 人程度に増加し、その後減少に転じた平成 37 年においても 140,000 人を維持するものと見込まれます。

また、1 市 2 町のいずれにおいても、引き続き、高齢化が急速に進行していくものと予想されます。

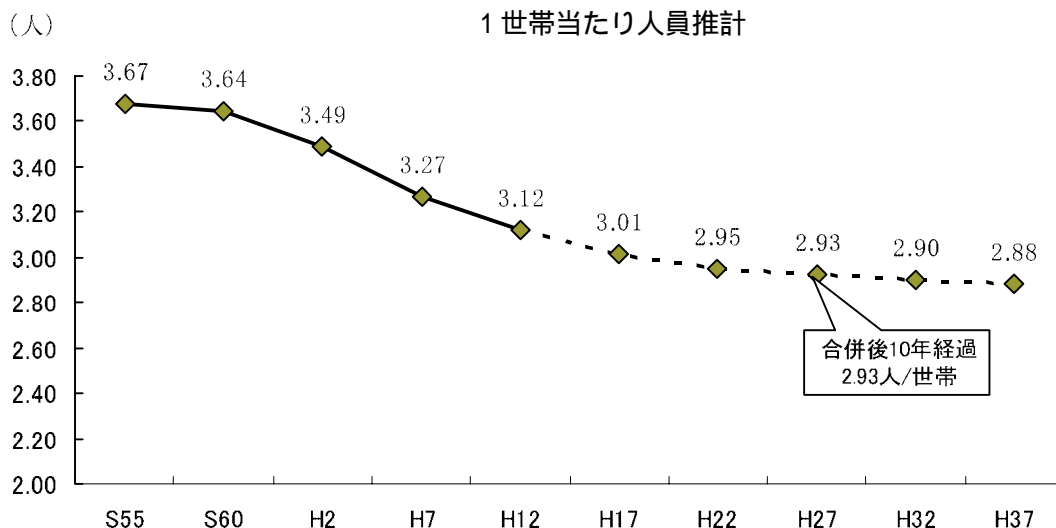
計画されている基盤整備の影響を加味した人口推計（総人口）



#### (2) 世帯数・世帯当たり人員

今後、少子高齢化に伴って世帯主となる年齢層が増加し、世帯の規模が引き続き縮小するとともに、1 市 2 町の世帯数は、当面増加していくことが見込まれます。

この場合の 1 世帯当たり人員は、平成 12 年の 3.12 人からさらに減少を続け、平成 27 年においては、2.93 人と 3 人を下回る水準で推移するものと見込まれます。



## 4 まちづくりの基本的な考え方

### (1) まちづくりの基本理念

#### 創造

新市は、豊かな環境（量的な豊かさ）と心の豊かさ（質的な豊かさ）を創造するまちづくりを目指します。

#### 交流

新市は、地域の歴史・文化を大切にし（時間的な一体性、連続性）地域を越えて、ひと・もの・情報が活発に行き交う（面的な一体性、連続性）まちづくりを目指します。

#### 自立

新市は、自らの責任と力で、地域の発展と社会の発展に貢献するまちづくりを目指します。

### まちづくりの基本理念



## (2) まちづくりの基本方向

### 1市2町の将来のまちづくりの基本的な考え方

1市2町の歴史、文化を大切にし、木曽川や豊かな水田など恵まれた水と緑の生活空間の保全に努めます。また多種多様な工業生産、集客力のある商業集積、特色ある農業生産の充実に努め、人が活発に交流し、生きがいとやさしい豊かな心をはぐくむことができる都市を目指します。

行政区域の拡大に伴い、情報技術の活用や道路ネットワークの整備などを進め、住民サービスの維持に努めます。

効果的な行財政運営に努め、新市の均衡ある発展と速やかな一体性の確立を目指します。

### まちづくりの基本方向

まちづくりの基本的な考え方に基づき、次の5つの目標を実現するために施策・事業を推進します。

- 1) 自然に恵まれた安全なまち
- 2) 生き活きと人が交流するまち
- 3) 豊かな心をはぐくむまち
- 4) 安心して暮らせるまち
- 5) 協働して育つまち

## (3) 新市の将来像

「まちづくりの基本方向」を踏まえ、新市が目指すべき将来像を次のように設定します。

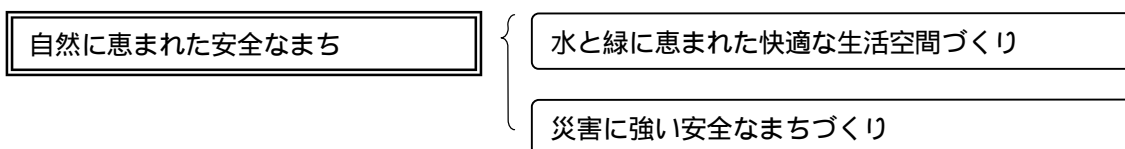
**『自然の恵みと心の豊かさ 人が輝く 文化創造都市』**

(4) まちづくりに向けた取り組み(施策の大綱)

自然に恵まれた安全なまち

水と緑に恵まれた豊かな環境を潤いと安らぎのある快適な生活に欠くことのできないものとして、また地域を特徴づける資源として位置付け、その保全整備に努めます。

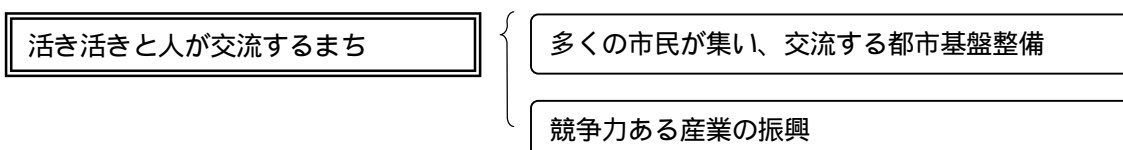
災害発生時の被害を最小限にとどめることができる安全なまちづくりを積極的に進めます。



活き活きと人が交流するまち

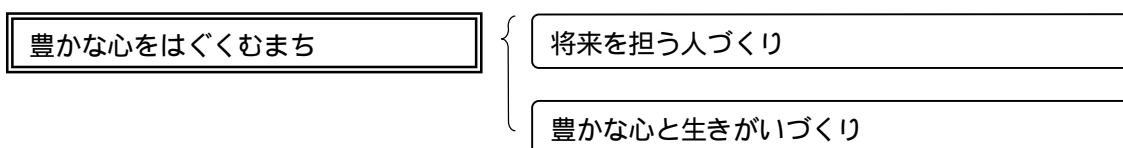
市内各地域はもとより、安全で快適な広域的アクセスを可能とする道路ネットワークを整備するとともに、多くの市民が集い、交流する都市基盤整備を推進し、新市全体の均衡ある発展を目指します。

また、地域の特性に根ざした競争力ある産業の振興を図ります。



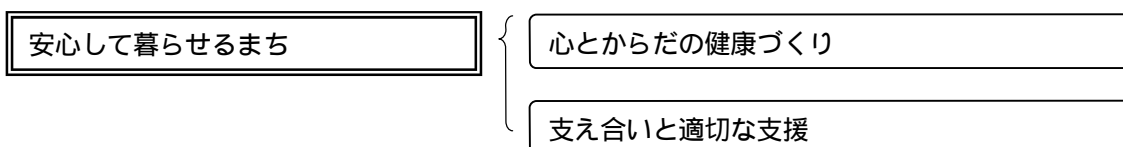
豊かな心をはぐくむまち

先人が築いた文化や歴史を継承し、発展させながら、将来を担う人づくりに取り組むとともに、豊かな心と生きがいをはぐくむまちづくりを進めます。



安心して暮らせるまち

心と体の健康づくりを推進するとともに、困ったときにも、支え合いと適切な支援が受けられる安心して暮らせるまちづくりを進めます。



協働して育つまち

地域住民、企業、ボランティア、NPO等と行政との協働を進め、多様な主体が連携・協力しながら新市のまちづくりに取り組む環境を形成していきます。

協働して育つまち

計画推進のために

新市の一体性の速やかな確立と均衡ある発展を目指して、新市はこれまで以上に効率的かつ効果的な行財政運営を図りながら新市建設計画を推進していきます。

また、広域的に果たすべき役割が重みを増す中で、さらなる広域行政の推進に取り組みます。

#### (5) 土地利用方針(ゾーニング)

新市においては、既成の市街化区域を中心とした「市街地ゾーン」を中心に、現在の稲沢市域においては南北方向、祖父江町域・平和町域においては東方向に向けて市街地が発展していくものと考えられます。

JR稲沢駅周辺地域を高次都市機能の集積による広域都市交流拠点、木曾三川公園周辺地域をわが国有数の河川に臨む広域レクリエーション拠点として位置付け、新市を特徴づける拠点ゾーンとしての機能を発揮させていく必要があります。

これらの拠点ゾーン、市街地ゾーンを国道155号、西尾張中央道を基幹とする南北軸と南大通線・祖父江稲沢線、稲沢西春線、春日井稲沢線を基幹とする東西軸によって連結することにより、新市全体の均衡ある発展と広域的な交流・連携を図ることが必要です。



## 5 新市の施策

### (1) 自然に恵まれた安全なまち

水と緑に恵まれた快適な生活空間づくり

#### (環境対策)

環境の保全に対する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、「環境基本条例」「環境基本計画」に基づき、環境改善に向けた体系的な取り組みを進めます。また、市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、市民・事業者・行政の協働による環境改善活動を進め、良好な生活環境の形成を進めます。

#### (農村整備)

農村集落において、快適でゆとりある住環境を確保するとともに、農業の健全な発展と農地の適正な利用を促すため、農村振興総合整備事業などの効果的な基盤整備を推進し、生きがいのある就業の場、文化的で利便性のある生活の場を形成します。

#### (住宅)

災害に強い住宅へのニーズの高まりに対応するために、旧基準木造住宅(昭和56年5月31日以前)の耐震診断を行い、耐震改修の必要な住宅の所有者に対し改修費用の一部を補助します。また、多様な住宅ニーズに対応するため、老朽化した西島市営住宅の建替えを進めるとともに、住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画の改定を行い、既存の公営住宅の整備を進めます。

#### (ごみ処理)

廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理という循環型社会形成推進基本法の趣旨に基づき、ごみ減量化推進事業やごみ焼却灰等溶融化事業を進めます。また、市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取り組みを進め、地球環境にやさしい循環型社会の形成に努めます。

#### (公園・緑地)

公園利用者の利便性と公平性を保ちながら、既成市街地及び集落などの居住地がカバーできるよう、土地区画整理事業区域などにおいて公園・緑地のバランスのよい配置に努めます。広域レクリエーション拠点や平和中央公園などの大規模な公園については、新市の環境の改善や景観の向上に寄与するとともに、コミュニケーションの場として多くの市民が利用できるような整備を進めます。

#### (緑化)

酸素の供給源、地球温暖化の抑制といった重要な役割を担う緑地を拡大するために、公園樹や街路樹などの公共緑化に加え、須ヶ谷川桜づつみなどの緑道整備を進めます。また今後は市民・事業者・行政が協働して多様な緑化活動を推進し、「緑のまち」の確立を図ります。

#### (上水道)

石綿セメント管や経年管及び浄配水施設の老朽化や機能低下に応じ、計画的に更新を行うとともに、品質マネジメントシステムの手法により効率的な管理を進め、安全で安定した水道水の供給体制を整備します。



(下水道・し尿処理)

美しい自然環境と快適な居住空間を確保するために、住民の合意と地域の条件に合わせて公共下水道・特定環境保全公共下水道・コミュニティプラント・農業集落排水・合併浄化槽などの処理施設や都市下水路の整備を進めます。また、下水道の供用開始後の普及率向上に向けて、住民への啓発やPRに努めます。

(河川整備・排水対策)

水害から市民を守るために、治水計画に基づき、河川や排水路の適正な維持管理、効率的な整備を推進し、河川や水路の排水機能強化を図るとともに、雨水対策として雨水貯留施設や浸透施設の設置について検討します。また、身近な憩いの空間としての河川整備を進めます。

《主要事業》

主要事業	事業の内容	備考
斎場の維持管理	祖父江斎場の維持補修及び整備	
農村振興総合整備	農村振興総合整備事業(長束地区) 農村活性化住環境整備事業(目比地区)	県事業を含む
市営住宅整備	西島市営住宅建替事業(明治老人憩いの家含む) 市営住宅の維持管理及び整備	
住宅マスタープラン・公営住宅ストック総合活用計画改定	住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画の見直し・改定	
ごみ減量化推進事業	容器包装リサイクル法に対応した分別収集の実施	
ごみ焼却灰等溶融化事業	焼却灰等を溶融、スラグ化し、最終処分量を削減	
ごみ収集処理体制の整備	ごみ収集車の整備 稲沢清掃工場の維持補修	
公園緑地整備事業	都市公園整備事業(平和中央公園) 公園・緑地の整備(下津陸田地区、西町地区、 国府宮地区、北島地区)	
公園維持管理	公園の清掃等管理	
広域レクリエーション拠点整備	祖父江ワイルドネイチャー緑地整備	
道路緑化事業	植樹帯維持管理	
公共施設緑化事業	公共施設植栽等の維持管理	
木曽川河川敷松保全	木曽川河川敷の松群生保全	
桜づつみ整備	須ヶ谷川桜づつみの整備(大字上三宅、中三宅、 下三宅地内)	
水道管維持管理	石綿セメント管、老朽管の布設替	
浄水場施設・設備整備	石橋第二浄水場の整備 浄配水場施設テロ等対策	

主要事業	事業の内容	備考
し尿処理体制の整備・維持管理	平和処理場の維持補修及び整備 集中処理浄化槽施設の維持管理	
公共下水道事業	公共下水道事業	
農業集落排水事業	農業集落排水事業（長岡西部地区）	
都市下水路整備	公共下水道事業の一環として都市下水路を整備	
水辺環境整備	県営水環境整備事業大江川地区	県事業
排水施設整備事業	排水機、排水路等の改修・整備	県事業を含む
河川・水路整備	二級河川の改修 準用河川施設の維持補修及び整備 水路施設の維持補修及び整備	県事業を含む
都市排水路整備	都市排水路の維持及び整備	

災害に強い安全なまちづくり

(防災)

東海豪雨のような集中豪雨や東海、東南海地震などの大地震の発生が危惧されており、市民との連携・協力体制の整備、災害用品備蓄倉庫などの防災施設の整備、充実により、強固な防災体制を確立し、災害に強いまちづくりを推進します。

(消防・救急)

市民の生命・身体・財産を火災等の災害から守るために、消防施設の整備など消防力を強化するとともに、市民と協力して防火体制を充実します。また、医療機関との連携を図り、救急体制の整備を推進します。

(防犯)

犯罪を未然に防止し、地域の安全を確保するため、新市において防犯に関する組織を整備しつつ、警察、各種防犯組織、地域住民、ボランティア等との密接な連携の下で、地域ぐるみの防犯活動や防犯施設の整備を推進します。

(生活道路)

生活道路における交通の安全性、快適性を高めるために、車道と歩道の分離、幹線道路等との連携や集落間の連携強化及び危険箇所の点検を実施し、必要な安全施設の整備を図ります。また耐震対策として、橋りょうの維持補修や整備を図ります。

(交通安全)

交通事故から市民を守るために、幼児、高齢者、障害者などの交通弱者や各世代に対する交通安全教育、交通安全意識の啓発活動を行うとともに、交通安全施設の整備を進めます。

《主要事業》

主要事業	事業の内容	備考
防災施設・設備整備	食料、応急用資機材の備蓄倉庫の整備	
震災対策	民間木造住宅の耐震対策を支援	
公共施設耐震対策	小中学校施設の耐震対策 橋りょうの耐震対策	
消防団の充実	消防ポンプ自動車の更新	
消防水利整備事業	防火水槽の設置等消防水利の整備	
消防設備整備	消防車両の更新等消防施設・装備の整備	
橋りょう維持整備	橋りょうの整備（本郷橋、天王橋、陸田跨線橋ほか）及び維持修繕	本郷橋、天王橋 については県河 川事業関連
道路新設改良整備	未舗装道路の舗装、生活道路の新設・改良	
道路維持管理	舗装補修、側溝修繕・浚渫等道路の維持管理	
道路台帳管理	道路台帳の適切な管理	
交通安全施設整備	交通安全施設の維持補修及び整備	

## (2) 生き活きと人が交流するまち

多くの市民が集い、交流する都市基盤整備

### (市街地整備・開発指導)

地域の活性化を目指し、広域都市交流拠点における交流施設の整備、市街地ゾーンにおける商業、サービス機能の効率的な集積、都市型住宅の積極的な誘導など戦略的な整備を図ります。また、公共施設等の整備が不十分な既成市街地については、住民との協働により良好な生活環境の整備を図るとともに、市街化調整区域内においては、無秩序な開発や建築行為を規制し、良好な環境保全に努めます。

### (都市景観)

都市景観は、市民・事業者と行政がともに理解し、協力し、知恵を出し合って創りあげるものであるとの基本的な認識に立ち、公共施設・公共空間のデザインの向上、市民の参加と意識の高揚を図り、それぞれが役割分担をしながら協働して魅力的な景観の創出に取り組みます。

### (幹線道路)

都市活動の向上や都市の健全な発展を支える体系的な道路ネットワークを確立し、新市の速やかな一体性を図るために、都市計画道路南大通線、祖父江稲沢線、稲沢西春線などの幹線道路の整備を推進するとともに、関係機関との連携のもとで、広域的なアクセスの向上に努めます。

### (駅前広場・自転車等駐車場・駐車場)

長期的な視点から商業・業務機能の拡充に伴って発生する交通需要に対して、駅周辺の交通機能を確保できるよう、駅前広場、自転車等駐車場、駐車場などの交通施設の整備並びに自転車等駐車場の集約化について検討を進めます。また、駅前広場が未整備な地区については、需要の動向を踏まえて駅周辺の交通施設の整備を進めます。

### (公共交通)

JR及び名鉄の鉄道列車の輸送力向上を要請するとともに、交通弱者の移動手段を確保するために、新たな地域の交通手段の検討を進めます。

### (情報化)

情報通信技術を活用し、生活の利便性を高める市民サービスの提供を支援する行政情報管理システムを効率的かつ効果的に構築し、利用しやすい電子自治体の実現を目指します。

## 《主要事業》

主要事業	事業の内容	備考
広域都市交流拠点整備事業	尾張西部都市拠点地区土地区画整理事業 愛知県の公共・公益業務施設用地の利用についての検討 (仮称)地域交流センターの整備	県事業を含む
土地区画整理事業	稲沢西土地区画整理事業 下津陸田土地区画整理事業	
都市計画マスタープラン改定	都市計画マスタープラン及び緑のマスタープラン(緑の基本計画)の見直し、策定	

主要事業	事業の内容	備考
既成市街地住環境整備	新市街地の形成に向けた調査等(大字祖父江地内) 道路等の地区内施設整備(大字法立地内ほか)	
幹線道路整備 広域幹線交通軸(東西軸) 広域幹線交通軸(南北軸) 地区幹線交通軸整備 広域交流促進道路整備 新市連携促進道路整備	新市の東西幹線軸整備の推進(稲沢西春線、春日井稲沢線、南大通線、祖父江稲沢線、拾町野横断線) 一般国道155号歩道改修の推進 新市内幹線道路の整備(尾西津島線ほか) 拠点周辺幹線道路整備の推進等(治郎丸赤池線、巡見街道ほか) 土地区画整理事業関連に伴う幹線道路整備(中大通線、木全池部線) 合併前の市町相互の連携を促進する道路整備の推進	県事業を含む
駅前広場整備	森上駅前広場等整備(尾西森上線)	
行政情報化の推進	基幹業務システムの統合 公共施設のネットワーク整備 統合型地理情報システムの整備促進	
地域情報化の推進	祖父江町域へのCATVのサービスエリアの拡大 IT(情報通信技術)を活用した市民サービスの推進	

## 競争力ある産業の振興

### (農業振興)

伝統的技術に支えられた地場産業の植木・苗木産業を始め、地域特産である「ぎんなん」や都市近郊型農業としての「みつばやトマトの水耕栽培」など、特色ある農業の振興を図ります。

また、用排水路や農道など、農業生産の基盤となる施設の整備を進めます。

### (商業・サービス業)

市街地を中心とした商業の活性化を図るために、広く事業者、市民、NPOなどの参画を得ながらまちづくりに関する課題を検討し、地域ニーズを踏まえて市民の協力が得られる市街地活性化施策を推進します。

### (工業)

地域経済を支えている製造業の活性化を図るために、中小企業に対する支援策の充実を図るとともに、企業立地の競争力を確保する基盤整備を進めます。

### (観光)

新市への観光客誘致のために、歴史的資源・自然的資源・産業観光資源の発掘・整備、祭り、イベントなどの充実を図るとともに、効果的なPR活動を展開します。

### (雇用・勤労者支援)

厳しさを増す雇用環境の中で、勤労者が安心して働ける環境を確保するために、社会経済動向や国の施策を的確にとらえ、勤労者のニーズに沿った雇用対策に取り組みます。

## 《主要事業》

主要事業	事業の内容	備考
農業基盤整備	用排水路、農道等整備等	県事業を含む
中小企業支援事業	商工業振興資金融資制度、商工組合中央金庫制度融資への支援 中小企業振興奨励助成	
勤労者資金融資事業	勤労者資金融資制度への支援	

(3) 豊かな心をはぐくむまち

将来を担う人づくり

(幼児教育)

幼児がより良い環境で適切な教育を受けることができるよう幼稚園への支援を継続します。

(義務教育)

多様化する教育ニーズに対応するため、総合的な学習の時間の充実を図ります。特に情報社会に対応した教育環境整備を図り、英語指導助手の増員及び中学生海外派遣など国際理解教育の事業の推進に努めます。

また、学校安全対策の一環として、教育施設の耐震整備を図ります。

学校給食については、運営方法などについても検討します。

(高等学校・大学教育)

将来の社会の担い手である人材を育むために、高等学校・大学・短期大学と地域社会との連携を密にし、地域の特性と学校の特色を生かした教育の充実を支援します。

(青少年健全育成)

これからの社会を担う青少年が、心身ともに健やかに成長し、豊かな人間性を身につけられるよう、地域や関係機関、ボランティア団体と連携を図りながら総合的な取り組みを進めます。

《主要事業》

主要事業	事業の内容	備考
小中学校施設整備	平和中学校プール新設、小中学校プール改修、 小学校体育館・校舎改築等の施設整備 小中学校施設の耐震対策（再掲）	
小中学校設備整備	学童用机椅子等の更新	
情報教育の推進	小中学校へのパソコン配備の充実及びネットワーク環境整備	
国際理解教育の推進	小学校の英語指導助手の配置 中学生海外派遣事業	
給食センター設備整備	配送用トラックの購入等	

豊かな心と生きがいづくり

(生涯学習)

自主的な学習活動が展開される生涯学習社会の形成を進めるため、学習環境を充実するとともに、学習成果を活用できる仕組みづくりに取り組みます。また、新図書館の建設に合わせ、図書館ネットワークの充実に努めます。

(文化・芸術活動)

地域に根ざした文化・芸術を育成するために、文化・芸術活動の多種多様な機会を提供し、活発で自主的な文化・芸術活動を促進するとともに、市民の文化・芸術意識を高めます。

(文化財)

貴重な文化財や埋蔵文化財の保存、伝統芸能の伝承に努めます。また、文化財に触れられる機会を様々な形で拡充し、文化財に対する愛護意識の高揚や保全に対する理解を深めます。

(スポーツ活動)

市民の健康の保持増進及び体力の向上を進めるために、生涯にわたって自主的・主体的にスポーツ活動に親しみ、市民相互の交流を図ることができる諸条件の整備に努めます。

《主要事業》

主要事業	事業の内容	備考
図書館整備	市立図書館の新設 既設図書館の充実と新図書館との連携	
文化活動・地域交流拠点施設整備	大里西公民館リニューアル工事 公共施設設備改修、更新等（稲沢市民会館、稲沢市総合文化センター、平和町農村環境改善センター等） 地域交流スペース等整備	
鑑賞機会の充実	美術館特別展の開催、美術品の購入	
文化財保護	遺跡発掘調査及び文化財の保存修理	
スポーツ施設整備	総合体育館屋内設備整備 市営プール改修（平和地区）	



(4) 安心して暮らせるまち

心と体の健康づくり

(健康増進・疾病予防)

糖尿病、循環器疾患、がん等の生活習慣病等の増加、子育てへの不安や悩みを持つ母親等の増加など、市民の心と体の健康問題に的確に対応するために、保健センターの機能強化を図るとともに、安心して相談できる窓口の設置なども検討します。また、健康づくりに対する市民の意欲と知識を高めるために、平和らくらくプラザなどの健康増進施設の利用促進を図り、市民が健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。

(一般医療)

市民の健康づくりを支援する医療保健体制を充実するために、関係機関の一層の連携強化を図るとともに、老朽化し手狭となっている市民病院の新築移転を進め、地域中核病院としての機能を強化します。

《主要事業》

主要事業	事業の内容	備考
健康づくり拠点施設整備	平和らくらくプラザ施設設備の充実	
市民病院移転新築事業の推進	用地の取得・建設運営方法の検討等	

支え合いと適切な支援

(児童福祉・母子福祉・父子福祉)

多様な保育ニーズに対応したサービスを提供し、安心して子育てができる環境整備を進めるために、保育園や児童センターなどの児童福祉施設の計画的整備、関係機関や地域と一体となった子育て支援や母子・父子家庭生活支援の充実に努めます。

(障害者(児)福祉)

障害を持つ人が、地域の中で自立し、安心して生活できる社会を実現するために、バリアフリーのまちづくりを進めるとともに、障害者の雇用を積極的に企業に働きかけます。また、障害に応じた福祉サービスを選択できる支援費制度の有効活用を促進するとともに、社会福祉法人との協力のもと障害者福祉施設などの整備を進めます。

(高齢者福祉)

要介護者等が必要に応じて適切なサービスを利用できるよう、介護保険制度の情報提供、ケアマネジャーの資質の向上を図るなどのケアマネジメント体制の充実及び介護保険サービスの提供体制の確保に努めます。

また、介護予防事業の一環として地域住民の協力を得て、高齢者の方々の情報交換や交流の場としての「ふれあいサロン」を身近な場所に設置するなど、老人福祉センター施設整備と合わせ高齢者の生きがい活動を支援します。

(低所得者福祉)

生活保護の適正な実施に努めるとともに、被保護世帯の社会的自立を促すため、日常生活指導の充実に図ります。また、民生委員や関係機関との連携を密にして、状況の把握に努め、生活保護に至らない低所得世帯に対しては、各種の貸付制度の効果的な活用を図るとともに、各種の相談事業の充実に努めます。

(地域福祉)

社会福祉法に規定された地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会を中心に、地域における支援体制づくりに努めます。

(社会保障)

市民の立場にたって国民健康保険制度、介護保険制度の適正な運用に努めます。また、乳幼児医療費助成制度については、財政状況を考慮しつつ、対象年齢を拡大する方向で検討し、健康保持増進支援施策と併せて、受けられる条件や助成水準の見直しを進めます。

(消費者保護)

安全で安心できる消費生活の実現のために、消費生活相談体制を充実するとともに、消費者教育や必要な情報提供を推進し、市民一人ひとりが、これからの時代に求められる「賢い消費者」となるよう支援を図ります。

(市民相談)

身近な相談相手が少なくなっているため、家族だけでは対応が難しい悩みや問題の早期解決を図るために、多様な相談の機会の確保並びに専門的な相談に応じられる体制の充実など、関係機関との連携の下で利用しやすい相談体制の確立を図ります。

《主要事業》

主要事業	事業の内容	備考
保育園施設整備	保育園園舎の建替え（下津保育園）及び施設改修整備（六輪保育園ほか）等	
児童厚生施設整備	児童館建替え（西町さざんか児童館）及び児童センター整備	
児童福祉施設支援	民間児童館事業に対する支援	
障害者福祉施設整備	障害者福祉施設整備用地の購入と施設整備（仮称）祖父江デイサービスセンターの運営等	

( 5 ) 協働して育つまち

( コミュニティ活動 )

合併に伴って行政の単位が広域化する一方で、行政と地域が協働して取り組むべき課題が増大しています。そこで、各地域の自律的な課題解決能力を向上させ、一層の地域の活性化を図るために、当面地域に根付いたコミュニティ活動支援策を推進するとともに、旧市町の境界を越えた交流・連携を促進します。また、新市全体を視野に入れた、新たなコミュニティ活動支援のあり方や市民と行政が一体となったまちづくりを進める市民参加の体制について検討していきます。

( ボランティア・NPO )

市民と行政との協働を推進するために、市民が主体となって運営している活動拠点を核として市民の自主的な活動を促進するとともに、広域的な情報交換を進め市民どうしや行政と市民との連携を推進します。

( 男女共同参画 )

男女共同参画社会の形成を推進するために、女性の人権を尊重し、男女平等意識の高揚と理解に努めるとともに、子育て支援や女性の社会参画を促進する環境の整備を進めます。

( 国際化 )

本市に居住し、または訪問する外国人にとっても、住み良い開かれた多文化共生社会の実現を目指すために、市民の国際化意識の高揚や国際化に対応できる人材の育成に努めます。

( 広報広聴 ( 住民参画 ) )

合併後の新市が地域の特色を活かしながら、自立した個性的なまちづくりを進めていくためには、地域の意思を施策に反映することがますます重要になってきます。そのため、多様な市民ニーズを的確に把握し、行政情報を市民に対して提供するシステムの充実を図るとともに、意思決定に市民が参画する機会をより一層拡充します。

( 6 ) 計画推進のために

( 行政改革 ( 事務管理 ) )

合併の効果を最大限に発揮するとともに、主要課題に柔軟に対応できる行政を実現するために、組織・機構や公共施設管理のあり方の見直しを進めます。行政評価システムのさらなる活用を図るなど、自立経営型自治体を目指し、職員の政策形成能力やコスト意識を高めます。

( 組織・人事管理 )

新市の組織・機構は、本庁・支所及び市民センターとし、地方自治法の規定に基づいて祖父江・平和支所を設置します。同時に、本格的な地方分権社会に対応した行政の企画立案能力や総合調整機能の強化を図るために、支所の管理部門は順次本庁に集約 ( 統合 ) する一方、サービス部門は当分の間支所に配置し、情報ネットワークを最大限に活用した簡素で効果的な組織づくりを進め、市民サービスを提供する体制を整備していきます。また、地域住民の利便性・利用動向に配慮しながら、段階的に組織・機構の見直しを進めます。

なお、職員数については、退職補充の抑制や勧奨退職制度の活用により定員管理の適正化に努めます。

( 財政運営 )

多様化する市民ニーズに対応するとともに、新市における地域格差の是正に積極的に取り組み、さらなる発展に向けて施策を推進するために、財源確保と経常的経費・義務的経費の増高に留意した健全財政を維持しつつ、適切かつ計画的な財政運営に努めます。

( 広域行政 )

広域的な社会基盤整備ニーズが高まる中で、市民サービスの向上と効果的な行政運営を実現するために、事務事業の共同処理の推進や多様な交流機会の充実など、さらなる広域行政の推進に積極的に取り組みます。

## 6 新市における愛知県事業の推進

愛知県は、新市の施策と連携しながら、次に再掲する事業を実施していくことなどにより、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。また、愛知県は新市に対して市町村合併特例交付金による財政的支援を行います。

「自然に恵まれた安全なまち」の実現に向けて

主要事業名	事業概要
農村環境整備 農業基盤整備	農村活性化住環境整備事業（ほ場整備、集落道整備、集落排水施設整備等）の推進（目比地区）
水環境整備	水環境整備事業（遊歩道整備）の推進（大江川地区）
下水道事業	日光川上流流域下水道事業（流域幹線管渠・接続点、日光川上流浄化センターの建設）
	公共下水道事業に対する支援
	農業集落排水事業に対する支援（長岡西部地区）
河川改修	二級河川日光川改修の推進
	二級河川三宅川改修の推進
	二級河川福田川改修に向けた検討
	二級河川領内川改修の推進
排水対策	排水路、排水施設整備の推進(稲島南部、福田川、中島、平和2期、千代田2期、日下部川の各地区)

「活き活きと人が交流するまち」の実現に向けて

主要事業名	事業概要
広域都市交流拠点整備	尾張西部都市拠点地区土地区画整理事業に対する支援
	愛知県の公共・公益業務施設用地の利用についての検討
国県道等幹線道路整備  広域幹線交通軸整備 (東西軸)  (南北軸)	(都)稲沢西春線(一)名古屋豊山稲沢線)整備の推進
	(都)南大通線(一)稲沢祖父江線)・(都)祖父江稲沢線(主)名古屋祖父江線、(一)桑原祖父江線)整備の推進
	一般国道155号歩道改修の推進
新市連携促進道路整備 (稲沢市-祖父江町)  (稲沢市-平和町)	(主)名古屋祖父江線整備の推進
	津島稲沢線バイパス整備
広域交流促進道路整備	(都)萩原多気線(一)小牧岩倉一宮線)整備の推進
	(一)大里停車場清州線交差点の整備
	(主)名古屋祖父江線自転車歩行者道整備の推進
	(一)八開稲沢線整備の推進
	(都)巡見街道整備
土地区画整理事業	稲沢西土地区画整理事業に対する支援
	下津陸田土地区画整理事業に対する支援
農業基盤整備	用水路整備の推進(小池用水地区)
	排水路、排水施設整備の推進(稲島南部、福田川、中島、平和2期、千代田2期、日下部川の各地区) (再掲)

## 7 公共的施設の統合整備

既存の公共的施設については、現行の機能を維持しつつ、公共的施設間の情報ネットワークの整備・強化を図り、新市民の誰もが利用しやすい環境づくりを進めます。

小中学校などの身近な施設については、新市の全域において等しいサービスを利用できるよう均衡化を図るための整備を進める一方、図書館などの高度な専門性を併せ持つ必要のある施設については、中核的施設の整備を進めながら、既存施設の特性を活かした機能分担を図り、新市の公共的施設の機能を強化していきます。

また、合併後における利用状況を踏まえながら、公共的施設の統合による充実についても検討していきます。

公共的施設の管理体制については、当面、現市役所・町役場を発展継承する新市の市役所及び支所の管理監督の下に置き、地域のニーズに即した運営を行いながら、より簡素で合理的な管理体制の構築を目指して見直しを進めていきます。



## 8 財政計画

### (1) 前提条件

財政計画は、過去の財政状況や現在の財政制度等を参考に、将来の歳入・歳出について推計したものです。

策定に当たっては、各市町が平成 15 年度現在の制度と過去の実績を踏まえて費目ごとに見積もった歳入・歳出額を基礎として、合併に対する財政的支援措置や歳出の削減などの効果を見込むとともに、新市建設計画に登載する主要事業の執行やサービス・負担の変化など、合併協議会における調整に伴う財政上の影響を反映させています。

また、財政計画は普通会計ベースで推計しており、企業会計（上下水道、病院等）、特別会計（土地区画整理事業等）において固有の歳入（料金収入、保留地処分金など）でまかなわれる経費については含まれません。

なお、費目ごとの前提条件は次のとおりです。

#### 歳入

##### ア 市税

現行の制度を基本として、今後の経済の見通しを踏まえて見積もり、合併協定項目に関する調整の影響を反映しています。

##### イ 地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定し、合併に係る交付税措置及び合併協議会における調整に伴う影響を見込んでいます。なお、算定に当たっては、平成 15 年度現在の制度を前提としましたが、地方財政制度の将来を見込みがたいことから、投資的経費及び公債費に係る普通交付税措置については、平成 18 年度までに約 1 割程度削減されるものと仮定して推計しています。

##### ウ 国庫支出金・県支出金

過去の実績を前提として算定し、合併に係る支援措置、合併協議会における調整に伴う影響等を見込んでいます。

##### エ 繰入金

新市建設計画に登載される主要事業に対応して当該年度に繰入れられる基金等を算定の上、計上しています。

##### オ 地方債

過去の実績を前提として算定し、各年度について、新市建設計画に登載される事業に充てられる地方債を見込んでいます。

#### カ その他の費目

過去の実績を前提として算定し、各年度について、合併協議会における調整に伴う影響を見込んでいます。

#### 歳出

##### ア 人件費

過去の実績を基礎として、各年度について推計した退職手当及び合併協定項目に関する調整の影響を反映しています。また、退職者の補充を抑制することによる一般職職員の削減及び合併による特別職職員の減を見込んでいます。

##### イ 扶助費

過去の実績を基礎として、将来にわたり、経費が緩やかに増加していくものと仮定するとともに、合併協議会における調整に伴う影響を見込んでいます。

##### ウ 公債費

平成 16 年度までに発行が予定されている地方債に係る元利償還金を基礎として、平成 17 年度以降に計上した地方債に係る元利償還金を加えています。

##### エ 物件費

過去の実績を基礎として、各市町が重複して支出している経費を控除するとともに、合併協議会における調整に伴う影響を見込んでいます。

##### オ 投資的経費

各年度について、新市建設計画に登載される事業に係る経費を見込んでいます。

#### カ その他の費目

過去の実績を基礎として、合併協議会における調整に伴う影響を見込んでいます。

## (2) 歳入

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方税	18,946	18,608	18,801	18,961	18,773	18,921	19,076	18,859	19,014	19,176
地方譲与税	633	633	633	633	633	633	633	633	633	633
利子割交付金	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130
地方消費税交付金	1,183	1,183	1,183	1,183	1,183	1,183	1,183	1,183	1,183	1,183
自動車取得税交付金	635	635	635	635	635	635	635	635	635	635
地方交付税	6,109	6,030	5,902	5,671	5,928	5,705	5,640	5,909	5,889	5,705
普通交付税	2,332	2,427	2,356	2,262	2,519	2,296	2,276	2,500	2,505	2,521
特別交付税	883	727	659	522	522	522	522	522	522	522
臨時財政対策債	2,894	2,876	2,887	2,887	2,887	2,887	2,842	2,887	2,862	2,662
地方特例交付金	712	712	712	712	712	712	712	712	712	712
交通安全交付金	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
分担金・負担金	433	433	433	433	433	433	433	433	433	433
使用料・手数料	770	770	770	783	810	818	818	818	826	823
国庫支出金	4,134	3,867	3,418	4,439	3,077	2,777	2,834	2,901	2,803	3,689
県支出金	2,043	2,042	1,647	1,646	1,563	1,417	1,393	1,394	1,397	1,398
財産収入	20	20	20	21	21	21	21	21	21	21
寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金	3,689	2,610	3,189	1,089	754	857	1,033	436	455	258
繰越金	0	202	234	244	128	153	330	453	185	190
諸収入	606	651	606	606	606	606	606	606	606	606
地方債	2,645	3,346	1,963	3,361	2,778	1,685	1,539	1,524	1,263	3,897
合計	42,714	41,898	40,302	40,573	38,190	36,712	37,042	36,673	36,211	39,515

## (3) 歳出

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	9,201	9,776	9,807	10,028	9,419	9,319	9,351	9,157	9,047	9,231
扶助費	4,423	4,498	4,575	4,654	4,733	4,814	4,897	4,980	5,066	5,152
公債費	3,863	3,965	4,027	3,899	3,894	3,950	3,900	3,932	3,881	3,193
小計	17,487	18,239	18,409	18,581	18,046	18,083	18,148	18,069	17,994	17,576
物件費	8,150	6,817	6,401	6,815	6,374	6,597	6,422	6,390	6,885	6,474
維持補修費	954	998	1,076	1,160	1,573	1,582	1,604	1,071	1,115	1,161
補助費等	2,803	2,727	2,655	2,623	2,603	2,605	2,628	3,221	3,221	3,222
積立金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
投資及び出資金・貸付金	500	519	1,482	619	619	619	619	519	519	519
繰出金	4,178	4,043	3,987	2,901	3,675	4,155	4,811	4,878	4,457	4,408
中計	34,073	33,344	34,011	32,700	32,891	33,642	34,233	34,149	34,192	33,361
投資的経費	8,439	8,320	6,047	7,745	5,146	2,740	2,356	2,339	1,829	6,148
合計	42,512	41,664	40,058	40,445	38,037	36,382	36,589	36,488	36,021	39,509